

平成21年2月17日

北アルプス広域連合  
広域連合長 牛 越 徹 様

ごみ処理施設建設に関する住民アンケート調査委員会  
委員長 小林 豊 美



### ごみ処理施設建設に関する住民アンケート調査委員会報告書

当委員会では平成20年12月16日から本日まで5回にわたる、「ごみ処理施設建設に関する住民アンケート調査委員会」を開催し、平成21年1月13日から平成21年2月6日にかけて実施された「ごみ処理施設建設に関する住民アンケート調査」の実施にあたり、「ごみ処理施設建設に関する住民アンケート調査実施要領」を策定し、白馬村民の皆様の「ごみ処理施設建設候補地としての飯森地区」についてのお考えを把握するため、このアンケート調査の適正・公平な実施に努めてまいりました。

アンケートの設問等に対する住民意見募集を行い、委員会の中で設問・アンケート用紙・回答の取り扱い等について、協議検討し、適正公平なアンケート調査の実施ができたものと考えております。

本日は、長野県世論調査協会から「ごみ処理施設建設に関する住民アンケート調査報告書」の提出があり、当委員会の業務が終了しましたので、協議経過を添付し報告いたします。

1. 委員会開催及び検討内容

期 日	会議名等	検討内容等
H20.12.16	第1回調査委員会	1) ごみ処理広域化基本計画の概要及び経過報告について 2) ごみ処理施設建設に関する住民アンケート調査実施要領(案)について 3) 住民アンケート調査(案)について 4) 実施細目について 5) 今後の進め方について
H20.12.25	第2回調査委員会	1) ごみ処理施設建設に関する住民アンケート調査の設問に対する意見の募集結果について 2) 住民アンケート調査(案)について 3) 今後の進め方について
H21. 1. 8	第3回調査委員会	1) 「ごみ処理施設建設に関する住民アンケート調査」の設問に対して寄せられたご意見に関する広域連合の考え方と委員会での検討結果について 2) ごみ処理施設建設に関する住民アンケート調査について 3) 今後の進め方について
H21. 1.13	アンケート発送	
H21. 2. 6	アンケート投函締め切り	
H21. 2. 9	アンケート最終締め切り	
H21. 2.12	第4回調査委員会	1) アンケート調査速報について 2) 今後の進め方について
H21. 2.12	不明票確認調査	長野県世論調査協会へ正副委員長で不明票の取り扱いの確認調査
H21. 2.17	第5回調査委員会	1) アンケート調査報告書について ・ごみ処理施設建設に関する住民アンケート調査結果報告について ・回収アンケート調査票の確認について 2) 今後の進め方について 3) 広域連合長へ報告書の提出

## 2. アンケート結果

ごみ処理施設建設に関する住民アンケート調査報告書のとおり。

## 3. ごみ処理施設建設に関する住民アンケート調査委員会委員名簿

職名	氏名	住所	備考
委員長	<small>こばやしとよみ</small> 小林豊美	大町市平 3681 番地	選挙管理委員会 委員長
副委員長	<small>おおたよねきち</small> 太田米吉	白馬村大字北城 6142 番 4	選挙管理委員
委員	<small>きたむらつねお</small> 北村恒男	小谷村大字中小谷丙 2371 番地	選挙管理委員補充 員
委員	<small>いとうあきら</small> 伊藤 昭	大町市常盤 5803 番地	選挙管理委員補充 員

(敬称略)

事務局：北アルプス広域連合 ごみ処理広域化推進係

## ごみ処理施設建設に関する住民アンケート調査委員会設置要綱

平成 20 年 12 月 8 日

告示第 10 号

### (目的)

第 1 大町市、白馬村、小谷村（以下「構成市村」という。）のごみ処理施設建設に関する住民アンケート調査（以下「調査」という。）を適正に行うため、「ごみ処理施設建設に関する住民アンケート調査委員会」（以下「委員会」という。）の設置を目的とする。

### (職務)

第 2 委員会は、調査の実施にあたり、公平かつ公正に実施できるよう、次の職務を行う。

- (1) 調査日程・対象者及び方法に関すること。
- (2) 公平性の確保に関すること。
- (3) 調査結果の公表と報告に関すること。
- (4) その他適正な調査の確保に必要なこと。

### (組織)

第 3 委員会は、委員 4 名以内をもって組織し、北アルプス広域連合選挙管理委員会委員及び委員補充員のうちから選任する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

### (任期)

第 4 委員の任期は、調査業務が終了するまでとする。

### (会議)

- 第 5 委員会は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
  - 3 会議の意思決定は、出席委員の過半数をもって決定する。
  - 4 会議の概要について記載した記録を作成する。

### (公表)

第 6 会議は、原則公開とするが、会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められる場合には、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

### (庶務)

第 7 委員会の庶務は、北アルプス広域連合事務所が行う。

### (補則)

第 8 この要綱に定めるもののほか、委員会運営のための必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。